

eMAXIS Slim 先進国株式インデックスの費用



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.1023% (税抜 年率0.093%) 以内 をかけた額					
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)					
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。					
	信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。					
	ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分 (税抜 年率)			
			合計	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円未満の部分	0.102300%	0.09300%	0.03650%	0.0365%	0.02%
	500億円以上 1,000億円未満の部分	0.100595%	0.09145%	0.03495%	0.0365%	0.02%
	1,000億円以上の部分	0.098890%	0.08990%	0.03340%	0.0365%	0.02%
	※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。					
(ご参考: 上記信託報酬率を用いて計算したファンドの純資産総額ごとの実質信託報酬率の例)						
ファンドの純資産総額	2,900億円	3,900億円	4,900億円			
実質信託報酬率 (税込 年率)	0.09978%	0.09955%	0.09942%			
<各支払先が運用管理費用 (信託報酬) の対価として提供する役務の内容>						
支払先	対価として提供する役務の内容					
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等					
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等					
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等					
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。					
	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 					
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。						

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

eMAXIS Slim 新興国株式インデックスの費用



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用
(信託報酬)

日々の純資産総額に対して、**年率0.1870%(税抜 年率0.1700%)以内**をかけた額

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.18700%	0.1700%	0.0750%	0.0750%	0.02%
500億円以上 1,000億円未満の部分	0.18645%	0.1695%	0.0745%	0.0750%	0.02%
1,000億円以上の部分	0.18590%	0.1690%	0.0740%	0.0750%	0.02%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

(ご参考: 上記信託報酬率を用いて計算したファンドの純資産総額ごとの実質信託報酬率の例)

ファンドの純資産総額	600億円	900億円	1,200億円
実質信託報酬率(税込 年率)	0.18691%	0.18676%	0.18659%

<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

その他の費用・
手数料

以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。

- ・監査法人に支払われるファンドの監査費用
- ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料
- ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用
- ・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額
- ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

eMAXIS Sim 全世界株式(オール・カントリー) の費用



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.1144%(税抜 年率0.104%)以内 をかけた額					
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)					
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。					
	信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。					
	ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)			
			合計	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円未満の部分	0.1144%	0.104%	0.042%	0.042%	0.02%
	500億円以上 1,000億円未満の部分	0.11385%	0.1035%	0.0415%	0.042%	0.02%
	1,000億円以上の部分	0.1133%	0.103%	0.041%	0.042%	0.02%
	※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。					
(ご参考: 上記信託報酬率を用いて計算したファンドの純資産総額ごとの実質信託報酬率の例)						
ファンドの純資産総額	6,000億円	8,000億円	1兆円			
実質信託報酬率(税込 年率)	0.11344%	0.11341%	0.11339%			
<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>						
支払先	対価として提供する役務の内容					
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等					
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等					
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等					
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・外国株式インデックスマザーファンドおよび新興国株式インデックスマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。					

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

eMAXIS Slim 全世界株式(除く日本) の費用



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.1144%(税抜 年率0.1040%)以内 をかけた額					
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)					
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。					
	信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。					
	ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)			
			合計	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円未満の部分	0.11440%	0.1040%	0.0420%	0.042%	0.02%
	500億円以上 1,000億円未満の部分	0.11385%	0.1035%	0.0415%	0.042%	0.02%
	1,000億円以上の部分	0.11330%	0.1030%	0.0410%	0.042%	0.02%
	※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。					
(ご参考: 上記信託報酬率を用いて計算したファンドの純資産総額ごとの実質信託報酬率の例)						
ファンドの純資産総額	1,400億円	1,900億円	2,400億円			
実質信託報酬率(税込 年率)	0.11389%	0.11374%	0.11365%			
<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>						
支払先	対価として提供する役務の内容					
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等					
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等					
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等					
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。					
	<ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 					
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。						

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

eMAXIS Slim 全世界株式(3地域均等型) の費用



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.1144%(税抜 年率0.104%)以内 をかけた額				
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)				
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。				
	信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。				
			配分(税抜 年率)		
		信託報酬率(税込 年率)			
ファンドの純資産総額に応じて		合計	委託会社	販売会社	受託会社
500億円未満の部分	0.1144%	0.104%	0.042%	0.042%	0.02%
500億円以上 1,000億円未満の部分	0.11385%	0.1035%	0.0415%	0.042%	0.02%
1,000億円以上の部分	0.1133%	0.103%	0.041%	0.042%	0.02%
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。					
<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>					
支払先	対価として提供する役務の内容				
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等				
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等				
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等				
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・外国株式インデックスマザーファンドおよび新興国株式インデックスマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。				

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

eMAXIS Slim 国内株式(日経平均) の費用



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.154%(税抜 年率0.140%)以内 をかけた額																																							
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)																																							
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。																																							
	信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">ファンドの純資産総額に応じて</th> <th rowspan="2">信託報酬率 (税込 年率)</th> <th colspan="4">配分(税抜 年率)</th> </tr> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満の部分</td> <td>0.1540%</td> <td>0.1400%</td> <td>0.0600%</td> <td>0.0600%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上 1,000億円未満の部分</td> <td>0.1485%</td> <td>0.1350%</td> <td>0.0550%</td> <td>0.0600%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>1,000億円以上の部分</td> <td>0.1430%</td> <td>0.1300%</td> <td>0.0500%</td> <td>0.0600%</td> <td>0.02%</td> </tr> </tbody> </table>		ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)				合計	委託会社	販売会社	受託会社	500億円未満の部分	0.1540%	0.1400%	0.0600%	0.0600%	0.02%	500億円以上 1,000億円未満の部分	0.1485%	0.1350%	0.0550%	0.0600%	0.02%	1,000億円以上の部分	0.1430%	0.1300%	0.0500%	0.0600%	0.02%	<p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> <p><各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table>			支払先	対価として提供する役務の内容	委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等	販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等	受託会社
ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)																																						
		合計	委託会社	販売会社	受託会社																																			
500億円未満の部分	0.1540%	0.1400%	0.0600%	0.0600%	0.02%																																			
500億円以上 1,000億円未満の部分	0.1485%	0.1350%	0.0550%	0.0600%	0.02%																																			
1,000億円以上の部分	0.1430%	0.1300%	0.0500%	0.0600%	0.02%																																			
支払先	対価として提供する役務の内容																																							
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等																																							
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等																																							
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等																																							
その他の費用・ 手数料	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>																																							

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

eMAXIS Slim 国内株式(TOPX) の費用



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.154%(税抜 年率0.140%)以内 をかけた額					
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)					
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。					
	信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。					
	ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)			
			合計	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円未満の部分	0.1540%	0.1400%	0.0600%	0.0600%	0.02%
	500億円以上 1,000億円未満の部分	0.1485%	0.1350%	0.0550%	0.0600%	0.02%
	1,000億円以上の部分	0.1430%	0.1300%	0.0500%	0.0600%	0.02%
	※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。					
(ご参考:上記信託報酬率を用いて計算したファンドの純資産総額ごとの実質信託報酬率の例)						
ファンドの純資産総額	300億円	600億円	900億円			
実質信託報酬率(税込 年率)	0.15400%	0.15309%	0.15156%			
<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>						
支払先	対価として提供する役務の内容					
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等					
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等					
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等					
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。 <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 ※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。					

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

eMAXIS Slim バランス(8資産均等型) の費用



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率0.154%(税抜 年率0.140%)以内 をかけた額					
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)					
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。					
	信託報酬率ならびに配分は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。					
	ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)			
			合計	委託会社	販売会社	受託会社
	500億円未満の部分	0.1540%	0.140%	0.0600%	0.0600%	0.02%
	500億円以上 1,000億円未満の部分	0.1485%	0.135%	0.0550%	0.0600%	0.02%
	1,000億円以上の部分	0.1430%	0.130%	0.0500%	0.0600%	0.02%
	※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。					
※上場投資信託(リート)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託の費用は表示しておりません。						
(ご参考:上記信託報酬率を用いて計算したファンドの純資産総額ごとの実質信託報酬率の例)						
ファンドの純資産総額	1,200億円	1,700億円	2,200億円			
実質信託報酬率(税込 年率)	0.14988%	0.14786%	0.14675%			
<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>						
支払先	対価として提供する役務の内容					
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等					
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等					
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等					

その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われるファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・外国株式インデックスマザーファンド、新興国株式インデックスマザーファンド、外国債券インデックスマザーファンド、新興国債券インデックスマザーファンド、東証REIT指数マザーファンドおよびMUAM G-REITマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p>
------------	--

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。